

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

## 第3号分割に係る通知改正について

- 平成20年4月から施行される第3号被保険者期間の分割（政省令は公布済）について、今般、通知<sup>1</sup>が改正されましたので概要についてご案内致します。
- 尚、当該通知については4月上旬に各厚生基金様宛に郵送されるとの確認を得ております。

### 【改正点の概要】

- ・ 貸借対照表に第3号分割に関する勘定科目が定められた。
- ・ 分割改定明細<sup>2</sup>を第3号分割の場合も使用し、使用する際の記載方法が定められた（様式不変）。

#### 1 改正された通知：

- ・ 「厚生年金基金の解散等及び清算について」昭和50年2月19日 年発第236号
- ・ 「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日 年発第3321号
- ・ 「厚生年金基金における事業運営基準の取扱いについて」昭和42年3月28日 年企発第20号
- ・ 「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続きについて」平成8年6月27日 企国発第33号・年数発第6号

#### 2 分割改定明細：正確には「厚生年金基金加入員台帳（標準報酬額分割改定明細）」

以上